

# 所得税の確定申告と 村民税の 申告相談を実施します

平成29年分所得税および復興特別所得税、  
住民税(平成30年度課税分)申告

**2月16日(金)～3月15日(木)**

※土・日・祝日を除く。ただし2月  
25日(日)午前中は開設します。

《開設場所》役場庁舎2階会議室

《受付時間》※役場の開庁時間は午前8時。

◎午前の部 午前8時～11時  
(午前8時45分申告相談開始)

※午前の部の受付は、時間の関係上40人までとさせていただきます。午前11時前でも41人目以降は午後の部の受付となります。

◎午後の部 午前11時～午後4時  
(午後1時30分申告相談開始)

《受付方法》役場2階・階段上の受付簿に名前を記入し、右手奥の休憩室でお待ちください。

## 申告をする必要のある方

### ◇給与所得者で次に該当する方

- ・勤務先の事業所から「給与支払報告書」が美浦村に送付されない方
- ・年の途中で退職後就職しなかった方、就職した会社で前職の収入を含めた年末調整を受けなかった方等、所得税が清算されていない方
- ・2カ所以上から給与を受けた方
- ・給与以外の所得があった方

※給与以外の所得が20万円以下の場合には確定申告は不要ですが、住民税申告は必要です。

### ◇公的年金等を受給されている方で次に該当する方

- ・公的年金等に係る所得のみの方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受けようとする方
- ※日本年金機構等の年金保険事業者に扶養親族等申告書を提出しなかった方が扶養控除を受けようとする場合には、申告が必要です。
- ・公的年金等に係る所得以外に所得がある方

※公的年金等の収入額合計が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の場合には確定申告は不要ですが、住民税申告は必要です。

### ◇収入がなくても住民税申告が必要な方(収入または所得0の申告)

- ・所得や扶養等の状況に制限のある公的サービス等を受けるため、それに関する証明等を必要とする方
- ※申告書を提出されない場合は、非課税証明書等の発行ができません。
- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方
- ※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の課税や軽減、高額療養費の適用等に必要です。
- ・医療福祉制度(マル福)や児童扶養手当等を受給される方

### ◇事業所得(農業・営業等)や不動産所得、配当所得、雑所得等がある方

### ◇医療費控除等を受けようとする方

### 扶養者の所得および重複について確認を!

年末調整や申告において自己の扶養者とした方の所得金額が38万円を超える場合には、扶養控除を外すための申告が必要です。また、同一の扶養者を家族内等で重複して扶養者としている場合も、その扶養者を自己の扶養者とする一人以外は扶養控除を外すための申告が必要です。扶養者の所得金額および家族内等での扶養者の内訳をご確認ください。

### 年少扶養親族(16歳未満)がいるときは申告を!

住民税の非課税限度額の算定に加算されるため、確定申告および住民税申告の際には、必ず年少扶養親族についても申告してください。

### 役場で相談できない申告

次の内容の申告をされる方は、役場での受付はできませんので直接竜ヶ崎税務署での申告相談をお願いします。

- ・青色申告、過年分の確定申告、準確定申告、修正申告および更正の請求等
- ・分離課税制度の所得(土地・建物・株式等の譲渡所得、配当所得、利子所得、先物取引に係る所得等)がある方
- ・損益通算および繰越損失額の控除を行う方
- ・雑損控除(災害・盗難による損害等)がある方
- ・居住の用に供した年分の住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除等がある方

## 申告の際に必要なもの

- ・印鑑(スタンプ式でないもの)
- ・申告者名義の金融機関の口座番号等がわかるもの※口座引き落としによる納税や還付金の手続に必要。
- ・源泉徴収票(給与・年金等)、支払調書等、収入の額がわかるもの
- ・事業所得、農業所得、不動産所得等を申告される方は収支内訳書※収支内訳書用紙は税務署、役場税務課にあります。申告の際には、**必ず事前に帳簿、領収書等を整理・集計して収支内訳書を作成されてから持参してください。**
- ・社会保険料等の支払証明書(健康保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料等)
- ・一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料の控除証明書
- ・医療費控除を受ける場合、明細書や控除額を証明できるもの、保険金等による補てん額がわかるもの

### マイナンバーが必要です

マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。次のものをお持ちください。  
※マイナンバーは、申告者本人だけでなく控除対象配偶者・扶養親族(16歳未満も含む)・事業専従者のものも必要です。

◎マイナンバーカードを持っている方 マイナンバーカード

◎マイナンバーカードを持っていない方

- ・番号確認書類 通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの)のいずれか一つ
  - ・身元確認書類 運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳等のいずれか一つ
- ※写真表示のない身元確認書類(公的医療保険の被保険者証、年金手帳等)の場合は二つ必要です。

## 医療費控除の申告

ご自身または同一生計のご家族のために支払った医療費がある場合は、右の算式によって計算した額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

◎ $(イ - \text{ロ}) - \text{ハ} = \text{医療費控除額}$

イ…その年中に支払った医療費の合計額

ロ…保険金等で補てんされる金額

ハ…「10万円」または「所得金額の合計額の5%」のうち、少ない方の金額

### ◇医療費控除の申告に必要なもの

- ・医療費控除の明細書

※平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の提出が不要となり(おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書等の医師等が発行した証明書は除く)、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。なお、税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。(平成31年分の確定申告までは従来通り領収書の添付・提示でも可)

※診療を受けた人、病院・薬局ごとに整理し(領収の日付が平成29年中であることを必ず確認)、事前に金額を集計しておいてください。

- ・保険金等から医療費に補てんされた金額がある場合は、補てん額のわかる書類

### 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)

適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、一定の取組(人間ドック、予防接種、がん検診、定期健康診断等)を行う個人が平成29年1月1日以降にスイッチOTC医薬品を購入した場合、その年中に支払った合計額の1万2千円を超える部分の額(上限8万8千円)について、その分の控除を受けることができるようになりました。

※セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は従来の医療費控除を受けることはできません。

### ◇セルフメディケーション税制の申告に必要なもの

- ・一定の取組を行ったことを明らかにする書類(領収書や結果通知表)

※ただし、一定の取組に対して支払った金額は対象になりません。

- ・セルフメディケーション税制の明細書

※薬局等の支払先の名称・医薬品の名称・支払った金額を整理し(領収書の日付が平成29年中であることを必ず確認)、事前に金額を集計しておいてください。なお、領収書の提出は不要ですが、記入内容の確認を求められる場合がありますので、5年間保存する必要があります。

◎ここまでの問合せ 役場税務課 ☎029-885-0340 (内線109・120) -----

## 税務署からのお知らせ

### 所得税の確定申告

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

◇会場 竜ヶ崎税務署別館1階会議室

◇期間 2月16日(金)～3月15日(木)

※土・日を除きます。ただし、2月18日(日)と25日(日)は開場します。

◇時間 受付 午前8時30分開始

相談 午前9時～午後5時

### ◇注意事項

- ・確定申告会場の開設前は、相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。
- ・申告書の作成には時間を要しますので、午後4時頃までにお越しください。なお、相談内容が複雑な場合は、午後3時までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。
- ・毎年駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

### 確定申告書は自宅で作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(<http://www.nta.go.jp>)をご利用いただくと、自宅等で確定申告書が作成できます。書面で印刷して送付するか、e-Taxで送信(事前に準備が必要)のいずれかの方法でご提出ください。

### まずは電話にてお問い合わせください

《確定申告書等作成コーナーの操作等に関する問合せ》

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

※月～金曜日受付(土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く)

《確定申告等に関する問合せ》

竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303(自動音声案内)

## 自衛官等募集案内

|             |      | 受験資格  | 受付期間                                | 試験期日                   |
|-------------|------|---|-------------------------------------|------------------------|
| 予備自衛官補      | (一般) | 18歳以上34歳未満の者  | 1月9日(火)<br>↓<br>4月6日(金)<br>※締切日必着   | 4月14日～18日の<br>うち指定する1日 |
|             | (技能) | 18歳以上で、国家資格等に応じて<br>36歳～55歳未満の者   |                                     |                        |
| 防衛大学校学生(後期) |      | 18歳以上21歳未満の高等学校卒業者<br>または中等教育学校卒業者<br>(卒業見込含)<br>-----<br>高等専門学校第3学年時修了者<br>(修了見込含) | 1月20日(土)<br>↓<br>1月26日(金)<br>※締切日必着 | 1次：2月17日<br>2次：3月9日    |

※自衛官候補生(採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の者)は年間を通じて募集しています。

上記以外にも各種の募集があります。また、急遽募集内容等が変更される場合があります。

詳細については自衛隊茨城地方協力本部龍ヶ崎地域事務所までお問い合わせください。

※ホームページにも募集情報を掲載しています。(<http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/>)

□問合せ 自衛隊茨城地方協力本部龍ヶ崎地域事務所(龍ヶ崎市寺後3629-5) ☎0297-64-3351